

令和7年度

深谷市立花園中学校

PTA 総会

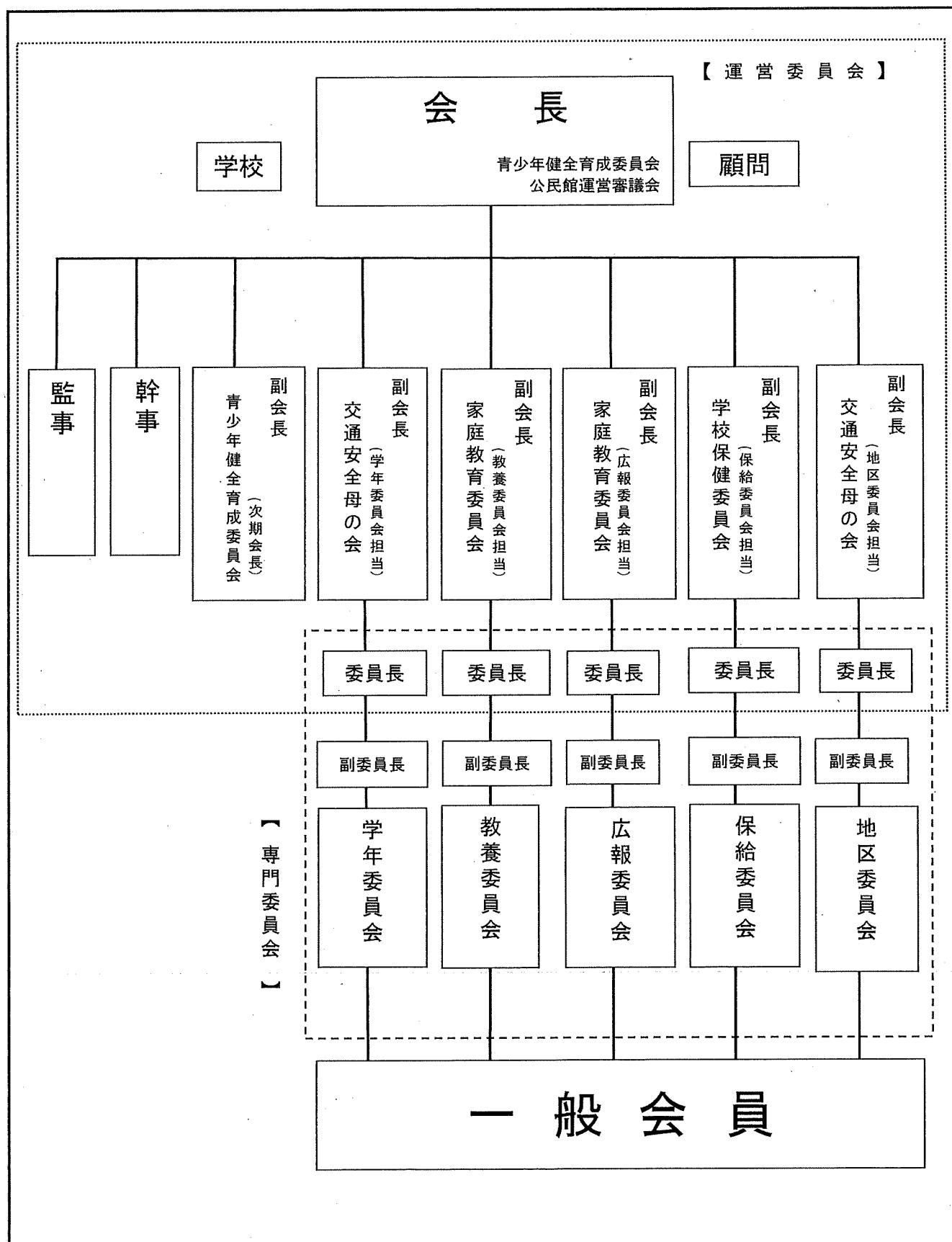
資料



令和7年度PTA総会

PTA 組織図	．．．	1 ページ
第1号議案 令和6年度 事業報告	．．．	2 ページ
第2号議案 令和6年度 決算報告		
並びに監査報告	．．．	3 ページ
第3号議案 令和6年度 資源回収会計報告		
並びに監査報告	．．．	4 ページ
第4号議案 PTA 会則改定案	．．．	5 ページ
第5号議案 令和7年度 PTA 役員、		
新会長、新副会長承認	．．	20 ページ
第6号議案 令和7年度 事業計画（案）	．．	21 ページ
第7号議案 令和7年度 予算（案）	．．	22 ページ

【 総 会 】



令和6年度PTA事業報告

*花中PTA ☆市PTA連合会 ●市・教育委員会 ◇公民館・その他

*()内 数字は日にち

月	本部役員会・運営委員会	地区委員会	教養委員会	広報委員会	保給委員会	学年委員会
主な事業内容	各事業の起案審議実施 市P連行事への参加 市・教育委員会行事への参加 公民館・その他行事への参加	資源回収 パトロール 各種行事協力	各種講演会の参加 税についての作文審査員	広報誌づくり (年2回)	学校保健委員会 性教育講演会参加	奉仕作業 身近な依存症講座(仮)
4	*第1回PTA役員全体会(26) *第1回本部役員会(26)	*第1回地区委員会(11) *第1回役員会(26)	*第1回教養委員会(26) *第1回役員会(26)	*第1回広報委員会(26) *第1回役員会(26)	*第1回保給委員会(26) *第1回役員会(26)	*第1回学年委員会(26) *第1回役員会(26)
5	*第1回運営委員会(2) ●第1回花中運営協議会(2) ◇花園地区青少年健全育成会理事会・総会(24) ☆市P連第1回評議委員会(12) ◇公民館運営審議会(16) ●深谷市交通安全父母の会(30) *PTA総会書面決議(13)	*第1回運営委員会(2) *資源回収準備(22) *PTA総会書面決議(13)	*第1回運営委員会(2) *PTA総会書面決議(13)	*第1回運営委員会(2) *第2回広報委員会(2) *PTA総会書面決議(13)	*第1回運営委員会(2) *PTA総会書面決議(13)	*第1回運営委員会(2) *PTA総会書面決議(13)
6	*リサイクル販売(10) ☆埼玉県PTA安全互助会(1) *学校保健委員会参加(会長・副会長)(27)	*資源回収準備(6) *資源回収準備(10)		*第149号第1回入稿(27)	*第1回学校保健委員会(27)	
7	*第2回運営委員会(6) ☆家庭教育委員会(11) ☆人権教育実践報告会(28) *資源回収企業回り(28) ☆青少年健全育成会「親の学習」(4)	*第2回運営委員会(6) ◇家庭教育学級(5) *資源回収準備(10) ●深谷七夕まつり巡視(7) *資源回収準備(30)	*第2回運営委員会(6) ◇家庭教育学級(5)	*第2回運営委員会(6) *第149号第2回入稿(3) *第149号最終入稿(14) *広報第149号まつりあぜ発行(31)	*第2回運営委員会(6) ◇家庭教育学級(5)	*第2回運営委員会(6) ◇家庭教育学級(5) *3年奉仕作業(6)
8	☆深谷市教育講演会(18) *資源回収(24)	☆深谷市教育講演会(20) *資源回収(24)	☆深谷市教育講演会(20)	☆深谷市教育講演会(20)	☆深谷市教育講演会(20)	☆深谷市教育講演会(20)
9	*第3回運営委員会(5) ☆深谷市PTA連合会(2) ●中学生の「税についての作文」審査員 ●第2回家庭教育委員会(14)	*第3回運営委員会(5) *資源回収準備(18)	*第3回運営委員会(5) ●中学生の「税についての作文」審査員(4・5)	*第3回運営委員会(5)	*第3回運営委員会(5)	*第3回運営委員会(5)
10	ふれあい人権セミナーへの参加(15)	ふれあい人権セミナーへの参加(15)	ふれあい人権セミナーへの参加(15)	ふれあい人権セミナーへの参加(15)	ふれあい人権セミナーへの参加(15)	*1年奉仕作業(19)
11	*第2回資源回収(9) ◇公民館運営審議会 ☆市P連家庭教育講演会(10) *体育祭(13) *第2回学校運営協議会(21)	*資源回収(9) *資料作成(18) ☆市P連家庭教育講演会(10)	☆市P連家庭教育講演会(10) ふかやふれあい人権セミナー(16)	☆市P連家庭教育講演会(10)	☆市P連家庭教育講演会(10) ふかやふれあい人権セミナー(16)	☆市P連家庭教育講演会(10) ふかやふれあい人権セミナー(16)
12	◇冬休みパトロール(26) ◇青少年健全育成会深谷市民大会	*資源回収準備(10) *資源回収準備(12) ◇冬休みパトロール(26)		*第150号発行に向けて(14) *第150号原稿依頼(18)		
1	◇交通安全母の会(24) *学校保健委員会参加(会長・副会長)(24) *臨時運営委員会(14)	*臨時運営委員会(14) 地区役員運営会(15) *資源回収(25)	*臨時運営委員会(14)	*第150号第1回入稿(18) *臨時運営委員会(14)	第2回学校保健委員会(30) *臨時運営委員会(14)	*臨時運営委員会(14)
2	*立志式(5) *学校運営協議会(5) ●第4回家庭教育委員会(8)	地区役員運営会(7)		*第150号発行に向けて(8)		
3	☆第1回深谷市PTA連合会旧執行部会議(27) *新旧本部役員顔合わせ・引継ぎ(17) *卒業式(14) *会計監査(28)	*新旧本部役員顔合わせ・引継ぎ(17) *R7年度役員選出(19)	*新旧本部役員顔合わせ・引継ぎ(17)	*新旧本部役員顔合わせ・引継ぎ(17) *第150号発行に向けて(5) *第150号第2回入稿(11) *広報第150号まつりあぜ発行(31)	*新旧本部役員顔合わせ・引継ぎ(17)	*新旧本部役員顔合わせ・引継ぎ(17)

令和6年度 花園中学校PTA会計決算報告

1 収入の部

(△:減 単位:円)

科 目	本年度予算額	決算額	比較増減	摘 要
1 会費	3,283,200	3,288,000	4,800	会員数(家庭数317+県費負担職員数(25)×(800×12)
2 繰越金	177,696	177,696	0	
3 補助金	0		0	
4 雑収入	15000	4,152	△ 10,848	利息、制服リサイクル、部活動補助費返金、ガソリン代返金
合 計	3,475,896	3,469,848	△ 6,048	

2 支出の部

(△:減 単位:円)

科 目	本年度予算額	決算額	比較増減	摘 要
1 PTA活動費	843,000	634,916	△ 208,084	
需用費	90,000	70,208	△ 19,792	卒業記念品
通信費	1,000	0	△ 1,000	通知、案内郵送料
会議費	2,000	16,000	14,000	会議室借用料
旅費	45,000	52,700	7,700	役員出張旅費等
報償費	62,000	40,000	△ 22,000	役員退任記念品等
表彰慶弔費	90,000	0	△ 90,000	御祝、御見舞等
研修費	20,000	0	△ 20,000	会議・研修会参加費
広報費	420,000	399,721	△ 20,279	まっかぜ印刷代
専門委員会活動費	50,000	12,447	△ 37,553	教養・広報・保給・地区・学年委員会活動費
渉外費	3,000	0	△ 3,000	他団体との渉外に係る経費
負担金費	50,000	41,420	△ 8,580	安全互助会、PTA連合会費
雑費	10,000	2,420	△ 7,580	上記項目に該当しない諸経費
2 学校活動補助費	361,000	189,203	△ 171,797	
需用費	62,000	2,573	△ 59,427	印刷費、諸行事の花束等
通信費	34,000	0	△ 34,000	生徒作品・進路関係など輸送費
学校行事補助費	200,000	167,886	△ 32,114	学校行事経費(携帯教室・三送会等)卒業生胸花
体育・文化活動補助費	60,000	18,744	△ 41,256	保健体育・文化活動への補助
雑費	5,000	0	△ 5,000	上記項目に該当しない諸経費
3 部活動補助費	2,000,000	1,964,170	△ 35,830	部活動補助費
4 環境整備費	200,000	205,700	5,700	施設・設備の修繕費
5 予備費	71,896	0	△ 71,896	
合 計	3,475,896	2,993,989	△ 481,907	

3 差し引き

3,469,848円(総収入)－2,993,989円(総支出)＝475,859円

残金の475,859円は来年度に繰り越します。

深谷市立花園中学校PTA会長

沼尻 務

深谷市立花園中学校長

佐藤 秀昭

PTA会計担当

中村真美

監査報告

令和7年3月28日に花園中学校において

会計簿、領収書等を逐一照合し監査した結果、上記の通り相違ないことを認めます。

令和7年3月28日

PTA監査委員

内田 みのり

小野山 裕香

令和6年度 資源回収費 会計報告

1. 収 入 2,634,002 円

[内 訳]

年度当初繰越金		1,302,978 円/
リサイクル奨励金	(10月24日)	52,934 円/
	(12月19日)	41,600 円/
	(3月13日)	44,630 円/
貯金利息	(8月19日)	67 円/
	(2月17日)	152 円/
資源回収	(校内実施分)	17,280 円/
	(8月24日実施分)	267,531 円/
	(11月9日実施分)	224,818 円/
	(1月25日実施分)	237,930 円/
部活動費より戻り	(2月25日)	421,082 円/
	(3月13日)	23,000 円/

2. 支 出 1,526,880 円

[内 訳]

事務用裁断機	99990 円/
学校総合体育大会 バス代	698830 円/
吹奏楽部西関東大会バス代	376,700 円/
合唱コンクール招待演奏謝礼代	20000 円/
市内音楽祭バス代	97900 円/
北部音楽祭バス代	94600 円/
リヤカー代	30800 円/
布団代	15400 円/
書き初め選手画仙紙代	5520 円/
卒業式赤飯・お茶代	5740 円/
横断幕	81400 円/

3. 残 額 1,107,122 円

上記のとおり 報告いたします。

深谷市立花園中学校 PTA会長

沼尻

深谷市立花園中学校 校長

佐藤

深谷市立花園中学校 会計

川上



監査報告

令和7年3月28日(金)、花園中学校において会計簿・領収書等を逐一照合し
監査した結果、上記のとおり相違ないことを認めます。

令和7年3月28日

花園中学校PTA監査委員

花園中学校PTA監査委員

花園中学校PTA監査委員

内田 みり
小野山 裕香



印

花園中学校 PTA 会則 (改正案)

第1章

名称

第1条 本会は花園中学校 PTA という。事務局は花園中学校に置く。

第2章

目的と活動

第2条 本会は保護者と教職員が協力して、家庭と学校と地域社会における生徒の幸福な成長を図ることを目的とする。

第3条

本会の目的を達成するために、次のことを行う。

- (1) よい保護者、よい教職員となるために努める。
- (2) 生徒の郊外生活の健全・安全を目的とする支援活動に協力する。
- (3) 会員相互の連絡を密にし、広報活動を盛んにする。
- (4) 生徒の保健衛生、体位・体力向上、給食指導に協力する。
- (5) 学校教育環境を整備充実することに協力する。
- (6) その他本会の目的達成に必要なことを行う。

第3章

会員

第4条 本会の会員は、花園中学校在校生の保護者及び教職員とする。

第4章

役員

第5条 本会の役員は次のとおりとする。

会長	1名	保教委員	各学級より
副会長	若干名	広報委員	各学級より
顧問	前年度会長等	学年委員	各学級より
	校長	地区委員	細則第8条参照
監事	若干名	幹事	若干名

第5条 本会の役員は次のとおりとする。

会長	1名	教養委員・ 広報委員	各学級より
副会長	若干名	保給委員・ 学年委員	各学級より
顧問	前年度会長等	地区委員	細則第8条参照
		幹事	若干名
	校長	監事	若干名

第6条 役員の選出と任期は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長は役員会で選出し総会で承認を得る。
- (2) 委員は各地区又は各学級から選出する。
- (3) 幹事及び監事は、会長が委嘱する。
- (4) 各役員の任期は1年とする。ただし、重任、再任は妨げない。
- (5) 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
- (6) 顧問は会長が委嘱する。
- (7) 会長・副会長選出にあたっては役員会に選考委員会を設けて選出する。
- (8) 各委員会の委員長及び、副委員長は各委員会で選出し、役員会で承認を得る。

第7条

役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表して会務を総理し、総会、臨時総会、運営委員会、役員会を招集して、それぞれの議長となる。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職を代行する。

(3) 各委員は、役員会に出席し、保教委員会・広報委員会・学年委員会・地区委員会を構成し、運営する。

(4) 幹事は庶務、会計をつかさどる。

(5) 監事は会計を監査し、総会にこれを報告する。

(6) 顧問は総会及び会議に出席し意見を述べることができる。

第5章 総会

第8条 総会は年度当初に行い、事業報告・決算・新役員・事業計画・予算案等の案を審議承認する。臨時総会は、議題を審議承認する。

(3) 各委員は、役員会に出席し、教養委員会・広報委員会・保給委員会・学年委員会・地区委員会を構成し、運営する。

改正案	
第6章 会議	現行
第9条	<u>委員会は、保健委員会・広報委員会・学年委員会・地区委員会の4委員会とし、各委員会の事業を審議実践する。</u> 1 <u>各委員会には委員長、副委員長を置く。</u> 2 <u>委員長は委員会を代表して事業遂行を統括する。</u> 3 <u>副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。また、委員会内庶務をつかさどる。</u> 4 各委員会は、各委員長が招集し、各委員会の事業内容を審議実践し、その結果を役員会に報告する。 第10条 本会は総会、委員会以外の会議として役員会、運営委員会及び本部役員会を設ける。 1 役員会は、会長、副会長、各委員長、委員、幹事で構成し、会務を審議決定し、処理・推進する。 2 運営委員会は、会長、副会長、各委員長、幹事で構成し、事業を審議決定し、会務を起案する。 3 本部役員会は、会長、副会長、幹事で構成し、事業を審議決定し、会務等を起案する。 第7章 会計 第11条 本会の経費は、会費月額 800 円とする。また、その他の収入をこれに充てる。 第12条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。 第8章 細則 第13条 本会の会務上必要な細則は、必要により別途定める。 第9章 改正 第14条 本会々則の改正は、総会の承認により行うものとする。

現行	
第6章 会議	現行
第9条	各委員会は、<u>教養委員会・広報委員会・保給委員会・学年委員会・地区委員会の5委員会とし、各委員会の事業を審議実践する。</u> 1 各委員会は、各委員長が招集し、各委員会の事業内容を審議実践し、その結果を役員会に報告する。 2 役員会は、会長、副会長、各委員長、委員、幹事で構成し、会務を審議決定し、処理・推進する。 3 運営委員会は、会長、副会長、各委員長、幹事で構成し、事業を審議決定し、会務を起案する。 4 本部役員会は、会長、副会長、幹事で構成し、事業を審議決定し、会務等を起案する。 第7章 会計 第10条 本会の経費は、会費月額 800 円とする。また、その他の収入をこれに充てる。 第11条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。 第8章 細則 第12条 本会の会務上必要な細則は、必要により別途定める。 第9章 改正 第13条 本会々則の改正は、総会の承認により行うものとする。

改正案

附 則

本会則は昭和 51 年 4 月 23 日から施行する。

附 則

本会則は令和 2 年 7 月 17 日から施行する。

附 則

本会則は令和 5 年 5 月 日から施行する。

附 則

本会則は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

現行

附 則

本会則は昭和 51 年 4 月 23 日から施行する。

附 則

本会則は令和 2 年 7 月 17 日から施行する。

附 則

本会則は令和 5 年 5 月 日から施行する。

花園中学校 PTA 役員選出に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、花園中学校 PTA 会則（以下「会則」という。）
第 6 条で定める役員選出に係る手続きその他その取扱いに関
し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この細則において使用する用語の意義は、会則で規定する
ところによる。

(会員の責務)

第 3 条 会則第 2 条及び第 3 条に定める目的と達成するため、花園中
学校在校生の保護者の会員は、在籍する生徒一人に対して在
学中に 1 回以上の役員を務めるものとする。
ただし、第 10 条の規定に該当するものはこの限りでない。

(選考委員会)

第 4 条 会則第 6 条 8 定める選考委員会について選考委員会は、次条
の規定により会長及び副会長を選出し、総会に諮らなければ
ならない。

(会長及び副会長の選出方法)

第 5 条 会長及び副会長は、次により選出するものとする。
1 会長の選出は、前年度に立候補を募るものとする。尚、副会長
経験が無い者の場合において、立候補した年度においては、途
中であっても副会長を任命するものとする。

**ただし、11 月末までに立候補がいらない場合は副会長経験者の
うち、当該年度に会員資格を持つものから選出するものとす
る。**

第 5 条 会長及び副会長は、次により選出するものとする。

1 会長の選出は、前年度に立候補を募るものとする。尚、副会長
経験が無い者の場合において、立候補した年度においては、途
中であっても副会長を任命するものとする。

**ただし、11 月末までに立候補がいらない場合は現副会長から選
出するものとする。**

2 副会長の選出は、前年度の最初に開催される役員会において、委員の互選により、各委員会から 1 名ずつ選出する他、会長候補として立候補したものを選出する。

(幹事の選出方法)

第 6 条 幹事の選出は、1 月までの役員会において副会長及び各委員会の委員長の互選により、2 人以上選出するものとする。

(監事の選出方法)

第 7 条 監事の選出は、副会長の互選により、2 人選出するものとする。尚、人数に満たない場合は本部役員が推薦するものとする。

(保健委員会・広報委員会・保給委員会委員の選出方法)

第 8 条 保健委員会・広報委員会・学年委員会委員は、次により選出するものとする。

1 1 学期の学級懇談会にて学級ごとに 1 名ずつ、会員の互選により選出するものとする。

2 選出に際しては、第 3 条に基づくものとする。ただし、以下の順で優先的に選出するものとする。

- ① 立候補した会員
- ② 当該会員の生徒について、花園中学校 PTA 役員及び花園小学校他所属小学校 PTA 役員のどちらも経験していない会員
- ③ 当該会員の生徒について、花園中学校 PTA 役員を経験していない会員

3 委員を選出する際に欠席する時は、委員選出に係る委任状を会長宛に提出するものとする。
(委任については各クラスの担任の先生にお願いします。)

2 副会長の選出は、前年度の最初に開催される役員会において、委員の互選により、各委員会から 1 名ずつ選出する。

(専門委員会委員の選出方法)

第 8 条 教養委員会・広報委員会・保給委員会・学年委員会・地区委員会の委員の選出は、次により選出するものとする。

1 教養委員会・広報委員会・保給委員会・学年委員会委員の選出は、1 学期の学級懇談会にて学級ごとに 1 名ずつ、会員の互選により選出するものとする。

ア 委員を選出する際に欠席する時は、委員選出に係る委任状を会長宛に提出するものとする。
(委任については各クラスの担任の先生にお願いします。)

(地区委員会委員の選出方法)

- 第9条 地区委員会の委員の選出は、次により選出するものとし、第2学期が終了する日までに会長に報告するものとする。

地区委員の選出人数

地区名	上郷	中郷			下郷		北根
		ニコニコ	東林	流	高木・さが・中央・東部	北根	
人数	1~2	1~2	1~2	1	1~4	1	1
地区名	荒川	荒川 只沢	黒田	永田 弁天	永田 滝・下		
人数	1	1	1~2	1	1~2		
小前田							
地区名	上	下	中央	仲	北	西	
人数	2~3	1~2	2~4	1~2	2~4	1~2	

(委員長及び副委員長の選出)

- 第10条 委員に選出された者は、当該役員選出年度の最初に開催される役員会に出席し、委員会ごとに委員長1名及び副委員長1名以上を委員の互選により選出するものとする。

- 2 前項で規定する役員会を欠席するときは、委員長等選出に係る委任状を会長宛に提出するものとする。

- 2 地区委員会の委員の選出は、次により選出するものとし、第2学期が終了する日までに会長に報告するものとする。

地区委員の選出人数

地区名	上郷	中郷			下郷		北根
		ニコニコ	東林	流	高木・さが・中央・東部	北根	
人数	1~2	1~2	1~2	1	1~4	1	1
地区名	荒川	荒川 只沢	黒田	永田 弁天	永田 滝・下		
人数	1	1	1~2	1	1~2		
小前田							
地区名	上	下	中央	仲	北	西	
人数	2~3	1~2	2~4	1~2	2~4	1~2	

(委員長及び副委員長の選出)

- 第10条 委員に選出された者は、当該役員選出年度の最初に開催される役員会に出席し、委員会ごとに委員長1名及び副委員長2名を委員の互選により選出するものとする。

改正案	現行
(委員の選出免除)	(委員の選出免除・決め方)
第11条 第8条及び第9条に規定される委員会委員の選出について、次に該当する委員は委員の選出を免除するものとする。ただし、委員の意思による委員の立候補を妨げるものではない。	第11条 令和4年度・臨時PTA総会にて、次に該当する委員は委員の選出を免除するものとする。ただし、委員の意思による委員の立候補を妨げるものではない。
(1) <u>会員の生徒が在籍中に、花園中学校PTA役員をしたことのある会員の生徒が在籍中に、本部委員、教養委員、広報委員、保健委員・学年委員、地区委員をしたことのある会員</u>	(1) <u>会員の生徒が在籍中に、本部委員、教養委員、広報委員、保健委員・学年委員、地区委員をしたことのある会員</u>
(2) <u>当該年度の総会で承認されることにより、会長、副会長、幹事、監事、顧問に就任する会員</u>	
(3) <u>当該年度またはそれ以降に地区委員に就任することが決定している会員</u>	(2) <u>地区役員の中で総会資料に名前が載る会員</u>
(4) 会員の生徒が2人以上同時に在籍においては、上の学年及び、同学年においては上の子となります。	(3) 会員の生徒が2人以上同時に在籍においては、下の学年及び、同学年においては下の子となります。
(5) <u>当該年度に花園小学校PTA本部役員の会員</u>	(4) <u>花園小学校で、今年度PTA本部役員の会員</u>
(6) やむを得ない事情により、委員の職責を全うできないと学校長及びPTA会長が認めた会員	(5) やむを得ない事情により、委員の職責を全うできないと学校長及びPTA会長が認めた会員
	委員の選出時の決め方について
	(1) [原則]
	生徒1名につき、最低1回以上は中学校の役員をする。ただし、クラスによっては、全員が役員経験者という状況がある、その場合で立候補者がいない場合、そのクラスの全員が役員候補の対象になる。
	[決め方]
	ア ①立候補
	イ ②小学校6年間で役員をされてない会員
	ウ ③花園中学校で役員をされてない会員

※ 令和 4 年度の臨時 PTA 総会にて小学校で役員をされていない会員

から優先的に決める

賛成 219、反対 39 で可決

(対外役割との兼務)

第 12 条 第 5 条の規定により選出された会長及び副会長は、対外的な役割として、次の表の左欄に掲げる対内役職に応じ、次のそれぞれ同表の右欄に掲げる役職を兼務するものとする。

対内役職	兼務する役職
会長	青少年健全育成委員
	公民館運営審議会委員
	その他依頼のあった役職
	交通安全母の会
副会長	その他依頼のあった役職
	地区委員会
	学年委員会
	広報委員会
	保健委員会
	次年度会長
	青少年健全育成委員

(その他)

第 13 条 この規定の施行に関し必要な事項は、運営委員会において別に定める。

2 この規定の改廃は、役員会の決議により行うことができる。

(対外役割との兼務)

第 12 条 第 5 条の規定により選出された会長及び副会長は、対外的な役割として、次の表の左欄に掲げる対内役職に応じ、次のそれぞれ同表の右欄に掲げる役職を兼務するものとする。

対内役職	兼務する役職
会長	青少年健全育成委員
	公民館運営審議会委員
	その他依頼のあった役職
	交通安全母の会
副会長	その他依頼のあった役職
	地区委員会
	学年委員会
	教養委員会
	広報委員会
	保給委員会
	家庭教育委員会
	その他依頼のあった役職
	学校保健委員会

附 則

この細則は、役員会で決議された日から施行し、平成 31 年度
役員を選出から適用する。

附 則

この細則は、役員会で決議された日から施行し、令和 2 年度
役員を選出から適用する。

附 則

この細則は、役員会で決議された日から施行し、令和 4 年度
役員を選出から適用する。

附 則

この細則は、役員会で決議された日から執行し、令和 5 年度
役員を選出から適用する。

附 則

この細則は、役員会で決議された日から執行し、令和 8 年度
役員を選出から適用する。

附 則

この細則は、役員会で決議された日から施行し、平成 31 年度
役員を選出から適用する。

附 則

この細則は、役員会で決議された日から施行し、令和 2 年度
役員を選出から適用する。

附 則

この細則は、役員会で決議された日から施行し、令和 4 年度
役員を選出から適用する。

附 則

この細則は、役員会で決議された日から執行し、令和 5 年度
役員を選出から適用する。

（趣旨）

第 1 条 この規程は、深谷市立花園中学校 PTA(以下「花中 P」という。)活動の一環として、校外活動のために旅行する会員に対して支給する、旅費等に係る費用に関して必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- 1 会員 深谷市立花園中学校 PTA 会則第 4 条に定める者をいう。
- (2) 校外活動 会員が、花中 P 以外が主催する事業に参加し、活動することをいう。
- (3) 旅行 公共交通機関又は自家用車若しくはそれを併用して、本校から校外活動を行う場所までの往復に係る移動及び滞在をいう。
- (4) 旅費等 校外活動に要する費用であって、参加費・会費及び旅費をいう。

（旅費等の支給）

第 3 条 会員が校外活動した場合には、当該会員に対し予算の範囲内で必要な旅費等を支給する。

（旅行承認等）

- 第 4 条 旅行は、花中 P の会長による承認によって行なうものとする。
- 2 承認は、書面又は口頭によるものとする。ただし、当該年度の事業計画に計画されている校外活動における旅行はこの限りでない。

(旅費の種類)

第5条 旅費の種類は、交通費とする。

2 交通費は、旅行先に応じた公共交通機関の旅客運賃等により支給する。

(旅費の計算)

第6条 旅費のうち交通費は、次の表の左欄に掲げる旅行先の地域に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとし、実際の目的地までの交通手段は問わないものとする。

旅行先の地域	旅費の額
深谷市内	500 円
熊谷市内	800 円
さいたま市内	2400 円
その他の地域	実費負担額

2 その他の地域の実費負担額は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、校外活動上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

3 花中 P 以外からの旅費が支給される場合は、前 2 項により計算された旅費から当該支給される金額を差し引いて計算するものとする。

(参加費・会費)

第7条 会員の校外活動に係る参加費・会費については全額支給する。ただし、懇親会等で飲食が含まれる場合は、参加費・会費の額の 2 分の 1 を支給するものとする。なお、100 円未満の端数は切り捨てるものとする。

校外活動に参加した者は、所定の請求書(様式第 2 号)に旅費表等を添えて、花中 PTA の会計担当者に提出しなければなら
ない。

ただし、第 6 条で規定する旅費の額が定められている地域に
ついては、旅費表等の添付を省略することができる。

- 2 会員が参加費・会費の立て替え払いをしたときは、所定の支出伝票兼請求書(参考様式)に領収書を添えて、遅滞なく事務局に提出しなければならない。
- 3 請求者が必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった場合、請求者は、その請求に係る旅費等の額のうち、その書類を提出しなかったために、その旅費等の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

校外活動に参加した者は、花園中学校 PTA 活動参加者名簿(様式第 1 号)を作成し、遅滞なく事務局に提出しなければなら
ない。

2 校外活動に複数の者が参加した場合は、委員会ごとに代表者を
定め、代表者が花園中学校 PTA 活動参加者名簿(様式第 1 号)
を作成し、遅滞なく事務局に提出しなければならない。

3 旅費の支給を受けようとする者(以下「請求者」という。)は、
前 2 項の規定に基づく名簿が提出された後に、所定の請求書
(様式第 2 号)に旅費表等を添えて、花中 P の会計担当者に提
出しなければならない。

ただし、第 6 条で規定する旅費の額が定められている地域に
ついては、旅費表等の添付を省略することができる。

4 会員が参加費・会費の立て替え払いをしたときは、所定の支出伝票兼請求書(参考様式)に領収書を添えて、遅滞なく事務局に提出しなければならない。

5 請求者が必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった場
合、請求者は、その請求に係る旅費等の額のうち、その書類
を提出しなかったために、その旅費等の必要が明らかにされな
かった部分の金額の支給を受けることができない。

6 請求者は、事務局が示す請求書の提出期限の後の旅行により生
じた旅費等の請求については、事務局が指定する期限までに、
第 1 項及び第 2 項の規定に基づき作成した参加者名簿を会長
宛に提出しなければならない。

7 会長は、前項の規定により請求者から参加者名簿が提出された
場合、会長が請求者に代わって会計年度の末日までに一括して
請求し、旅費等を代理で受領しなければならない。

(その他)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、運営委員会において別に定める。

この規程の改廃は、役員会の決議により行うことができる。

附 則

この規程は、役員会で決議された日から施行し、平成30年4月28日から適用する。

附 則

この規程は、役員会で決議された日から施行し、令和7年5月20日から適用する。

会則・細則改正の概要

- 委員会を 5 委員会から 4 委員会に削減します。具体的には、現行の保給委員会と教養委員会を統合して保教委員会とします。
- 各委員会副委員長の選出について、現行 2 名を 1 名以上とします。
- 次年度会長として選出された副会長について、現行では 1 名でしたが、次年度会長候補として複数名選出できるようにします。
- 地区委員会選出の副会長について、資源回収など引継ぎが必要な業務が多いため、現行では 1 名でしたが、2 名とします。
- 講演会参加などに関する旅費の申請方法として、参加者の請求用紙の提出のみとし、その講演会などの参加者名簿提出は不要とします。

令和7年度 花園中学校PTA役員

運営委員
(18名)
顧問と監事を除く

役職名	氏名	生徒学級	生徒名	氏名	生徒学級	生徒名
会長	新井 晴美	3 - 3	琉希斗			
副会長	石川 美幸	2 - 2	瑞稀	神田 賀代	2 - 2	瑚心
	大田 美佐	2 - 3	靖也	信原 仁美	2 - 2	美羽
	吉澤 菜耶	2 - 2	夏輝			
	橘 隆行		教頭			
幹事	鳥羽 美奈子	2 - 2	ひかり	若林 真弓	1 - 4	海斗
	栗原 由香	1 - 1	悠里奈	吉田 知恵美	1 - 3	龍ノ介
	久保 賢一		PTA担当	中村 真美子		PTA会計担当
専門委員長	地区 持田 美由紀	3 - 4	杏碧	教養 富田 由紀子	3 - 3	彩巴
	広報 小池 久美子	3 - 3	沙羅	保給 山口 桂子	3 - 4	桃花
	学年 相座 さゆり	1 - 2	桜來			
顧問	沼尻 務		前会長	栗田 賢		校長
監事	堀口 里枝子	3 - 4	静空	柴 藍	1 - 4	千笑

地区委員
(32名)

地区	氏名	生徒学級	生徒名	氏名	生徒学級	生徒名
上郷	松本 ゆかり	3 - 2	桃花	久保 朋子	3 - 1	尚磨
中郷(ニコニコ)	市川 知代	1 - 3	心優奈			
中郷(ニコニコ)	○ 本多 恵	3 - 3	翔真			
中郷(東林)	保泉 亜希子	3 - 2	樹季	○ 奥野 範子	3 - 2	晴陽
中郷(流)	保泉 美香	3 - 3	佳葉			
下郷	富田 悦子	3 - 4	莉子	小池 みか	1 - 1	百香
下郷	高野 徳子	2 - 1	桜空	吉岡 多栄	1 - 2	香凜
北根	宇野 美恵子	1 - 1	美玲			
荒川	細田 理恵子	3 - 1	礼央			
荒川只沢	坂本 寛美	3 - 2	宗心			
黒田	沼尻 昌美	2 - 1	翔空	新井 花菜	2 - 3	凜桜
永田弁天	○ 西田 裕美	3 - 2	梨花			
永田滝・下	片桐 春香	3 - 3	穂香	宇野 恵理	3 - 4	瑛斗
小前田上	横井 千春	1 - 3	結叶	宮尾 葉月	1 - 4	颯人
小前田下	笹井 美奈	3 - 4	琴美	新井 由香里	1 - 3	陽大
小前田中央	杉山 紗織	3 - 3	蓮	福岡 友実	3 - 4	由煌也
小前田仲	石塚 晴美	2 - 2	玲莉			
小前田北(縁台)	横山 佳子	3 - 4	拓海	遠藤 美幸	3 - 3	俊平
小前田北	中澤 悦子	1 - 3	千桜	田中 美由紀	1 - 4	結菜
小前田西	◎ 持田 美由紀	3 - 4	杏碧	富澤 英里	3 - 1	悠翔
学校職員	川上 小林 猪野 神辺					

教養委員
(11名)

氏名	生徒学級	生徒名	氏名	生徒学級	生徒名
三浦 亜希子	1 - 1	結愛	高岡 裕美	2 - 3	亜美
大日向 美雪	1 - 2	健	三木 由美子	3 - 1	そよか
山田 文子	1 - 3	一翔	中村 愛加	3 - 2	広翔
館林 颯	1 - 4	湊	◎ 富田 由紀子	3 - 3	彩巴
内田 久美子	2 - 1	侑馬	○ 沼尻 美穂	3 - 4	陽向
高荷 幸子	2 - 2	羽雲			
学校職員	竹内 白根 北山 岩崎				

広報委員
(11名)

氏名	生徒学級	生徒名	氏名	生徒学級	生徒名
○ 後藤 華澄	1 - 1	愛來	岩瀬 千里	2 - 3	心優
原 香	1 - 2	陸人	舍利弗 美華	3 - 1	優音
島貫 芳江	1 - 3	心結	石川 あすか	3 - 2	優衣
内田 仁美	1 - 4	蒼空	◎ 小池 久美子	3 - 3	沙羅
林 宏枝	2 - 1	洗和	千葉 佐知子	3 - 4	桐吾
秋山 三佐	2 - 2	晴良			
学校職員	川原 大嶋 興邊 國本 杉田				

保給委員
(11名)

氏名	生徒学級	生徒名	氏名	生徒学級	生徒名
佐々木 真里枝	1 - 1	琉恩	笠原 真愛	2 - 3	初
大場 みゆき	1 - 2	悠莉	新井 千尋	3 - 1	玲菜
笹井 麻紀	1 - 3	永遠	新井 梢	3 - 2	陽登
笠原 香織	1 - 4	倭輝	松本 智恵子	3 - 3	将人
皆川 友里	2 - 1	葵	◎ 山口 桂子	3 - 4	桃花
○ 島田 麗美	2 - 2	暖大			
学校職員	伊月 西塚 中村 下田				

学年委員
(11名)

氏名	生徒学級	生徒名	氏名	生徒学級	生徒名
黒澤 絵美	1 - 1	立樹	○ 山崎 玲子	2 - 3	大綺
◎ 相座 さゆり	1 - 2	桜來	池田 由美子	3 - 1	響
新島 美香	1 - 3	董	河田 亜矢子	3 - 2	莉土真
小澤 麗影	1 - 4	龍希	○ 松本 鮎子	3 - 3	唯愛
町田 さゆり	2 - 1	陽向歩	川合 幸恵	3 - 4	青空
加瀬 瑞規	2 - 2	心陽			
学校職員	20 柴崎 根岸 大井				

令和7年度PTA事業計画(案)

*花中PTA ☆市PTA連合会 ●市・教育委員会 ◇公民館・その他

月	本部役員会・運営委員会	地区委員会	教養委員会	広報委員会	保給委員会	学年委員会
主な事業内容	各事業の起案審議実施 市P連行事への参加 市・教育委員会行事への参加 公民館・その他行事への参加	資源回収 七夕まつり巡視 パトロール協力 講演会参加	「税についての作文」審査員 講演会参加	広報誌づくり 講演会参加	学校保健委員会 「税についての作文」審査員 講演会参加	奉仕作業 「税についての作文」審査員 講演会参加
4	*PTA役員選出 *第1回役員会	*第1回役員会	*PTA役員選出 *第1回役員会	*PTA役員選出 *第1回役員会	*PTA役員選出 *第1回役員会	*PTA役員選出 *第1回役員会
5	*第1回運営委員会 *第1回花中運営協議会 ◇花園地区青少年健全育成会理事会・総会 ☆市P連第1回評議委員会 ◇公民館運営審議会 ●深谷市交通安全父母の会 *PTA総会書面決議	*第1回運営委員会 *PTA総会書面決議	*第1回運営委員会 *PTA総会書面決議	*第1回運営委員会 *PTA総会書面決議	*第1回運営委員会 *PTA総会書面決議	*第1回運営委員会 *PTA総会書面決議
6	*第1回花中運営協議会 *学校保健委員会参加(会長・副会長) ☆埼玉県PTA安全互助会 *第1回目資源回収準備	 *第1回目資源回収準備	 	 	*第1回学校保健委員会	
7	*第2回運営委員会 ☆家庭教育委員会 *第1回目資源回収準備 ☆人権教育実践報告会	*第2回運営委員会 ◇家庭教育学級 *第1回目資源回収準備 ●深谷七夕まつり巡視	*第2回運営委員会 ◇家庭教育学級	*第2回運営委員会	*第2回運営委員会 ◇家庭教育学級	*第2回運営委員会 ◇家庭教育学級 *3年奉仕作業
8	☆深谷市教育講演会 *資源回収	☆深谷市教育講演会 *第1回目資源回収	☆深谷市教育講演会	☆深谷市教育講演会	☆深谷市教育講演会	☆深谷市教育講演会
9	*第3回運営委員会 ☆深谷市PTA連合会 ●第2回家庭教育委員会	*第3回運営委員会 *第2回目資源回収準備	*第3回運営委員会 ●中学生の「税についての作文」審査員	*第3回運営委員会	*第3回運営委員会 ●中学生の「税についての作文」審査員	*第3回運営委員会 ●中学生の「税についての作文」審査員
10	ふれあい人権セミナーへの参加	ふれあい人権セミナーへの参加 *第2回目資源回収準備	ふれあい人権セミナーへの参加	ふれあい人権セミナーへの参加	ふれあい人権セミナーへの参加	ふれあい人権セミナーへの参加 *1年奉仕作業
11	*第2回資源回収 ◇公民館運営審議会 ☆市P連家庭教育講演会 *体育祭 *第2回学校運営協議会 ◇冬休みパトロール	*第2回目資源回収 ☆市P連家庭教育講演会 *第3回目資源回収準備	☆市P連家庭教育講演会 ふかやふれあい人権セミナー	☆市P連家庭教育講演会 ふかやふれあい人権セミナー	☆市P連家庭教育講演会 ふかやふれあい人権セミナー	☆市P連家庭教育講演会 ふかやふれあい人権セミナー
12	*新入生説明会 ◇青少年健全育成会深谷市民大会 ◇交通安全母の会	◇冬休みパトロール *新入生説明会		*第151号発行に向けて *第151号原稿依頼		
1	*第2回学校保健委員会参加(会長・副会長)	*第3回目資源回収		*第151号第1回入稿	第2回学校保健委員会	
2	*立志式 *学校運営協議会 ●第4回家庭教育委員会	地区役員運営会		*第151号発行に向けて		
3	☆第1回深谷市PTA連合会旧執行部会議 *新旧本部役員顔合わせ・引継ぎ *卒業式 *会計監査	*新旧本部役員顔合わせ・引継ぎ *R8年度役員選出	*新旧本部役員顔合わせ・引継ぎ	*新旧本部役員顔合わせ・引継ぎ *第151号発行に向けて *第151号第2回入稿 *広報第151号まつかぜ発行	*新旧本部役員顔合わせ・引継ぎ	*新旧本部役員顔合わせ・引継ぎ

令和7年度 花園中学校PTA会計予算書 (案)

1 収入の部

(△:減 単位:円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増減	摘 要
1 会費	3,484,800	3,283,200	201,600	会員数(家庭数338+県費負担職員数25)×(800×12)
2 繰越金	475,859	177,696	298,163	
3 補助金	0	0	0	
4 雑収入	15,000	15,000	0	利息、制服リサイクル
合 計	3,975,659	3,475,896	499,763	

2 支出の部

(△:減 単位:円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増減	摘 要
1 PTA活動費	883,000	843,000	40,000	
需用費	90,000	90,000	0	卒業記念品
通信費	1,000	1,000	0	通知、案内郵送料
会議費	32,000	2,000	30,000	総会費、会議室借用料
旅費	55,000	45,000	10,000	役員出張旅費等
報償費	62,000	62,000	0	役員退任記念品等
表彰慶弔費	90,000	90,000	0	御祝、御見舞等
研修費	20,000	20,000	0	会議・研修会参加費
広報費	420,000	420,000	0	まつかぜ印刷代
専門委員会活動費	50,000	50,000	0	教養・広報・保給・地区・学年委員会活動費
渉外費	3,000	3,000	0	他団体との渉外に係る経費
負担金費	50,000	50,000	0	安全互助会、PTA連合会費
雑費	10,000	10,000	0	上記項目に該当しない諸経費
2 学校活動補助費	361,000	361,000	0	
需用費	32,000	62,000	△ 30,000	印刷費、諸行事の花束等
通信費	34,000	34,000	0	生徒作品・進路関係など輸送費
学校行事補助費	230,000	200,000	30,000	学校行事経費(各式、体育祭、合唱コンクール、三送会等)、卒業生胸花
保健体育・文化活動補助費	60,000	60,000	0	保健体育・文化活動への補助
雑費	5,000	5,000	0	上記項目に該当しない諸経費
3 部活動補助費	2,000,000	2,000,000	0	部活動補助費
4 環境整備費	300,000	200,000	100,000	緑化用品、施設・設備の修繕費等
5 周年記念行事積立	200,000	0	200,000	80周年行事記念品
6 予備費	231,659	71,896	159,763	
合 計	3,775,659	3,475,896	229,763	